

別表第3 近郊地域の範囲、日当及び定額（第15条関係）

1 近郊地域の範囲

起点	移動手段	範囲
つくば市	鉄道	東海駅（J R 常磐線）
		笠間駅（J R 水戸線）
		木下駅（J R 成田線）
		船橋駅（東武野田線）
		春日部駅（東武野田線）
		舞浜駅（J R 京葉線）
		東所沢駅（J R 武蔵野線）
		新鎌ヶ谷駅（新京成電鉄線）
		流山駅（総武流山電鉄線）
		大宮駅（J R 東北本線（武蔵野線経由））
		川口駅（J R 東北本線（武蔵野線経由））
		北与野駅（J R 埼京線（武蔵野線経由））
		戸田公園駅（J R 埼京線（武蔵野線経由））
		市川駅（J R 総武本線（武蔵野線経由））
		新検見川駅（J R 総武本線（武蔵野線経由））
検見川浜駅（J R 京葉線（武蔵野線経由））		
上記以外の地域	自動車	路程150キロメートル未満
上記以外の場合は勤務場所から路程300キロメートル未満でかつ所要時間が4時間未満の地域		

備考

路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

2 近郊地域出張の日当

700円

3 近郊地域出張の定額

区 分	支給内容
つくば市－東京都の特別区内の往復	3,700円（定額）